

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
特別小口資金融資の保証に対する損失補償契約	平成26年度から 平成36年度まで	特別小口資金融資の保証（特別小口保証に限る。）により生じた代位弁済額（元金に係るものに限る。）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払われる保険金の額を控除した額の二分の一に相当する額
小規模企業事業資金融資の保証に対する損失補償契約	平成26年度から 平成36年度まで	63,000
経営サポート資金融資の保証に対する損失補償契約	平成26年度から 平成38年度まで	158,000
緊急経営改善資金融資の保証に対する損失補償契約	平成26年度から 平成38年度まで	4,000
中小企業再生支援資金融資の保証に対する損失補償契約	平成26年度から 平成40年度まで	4,000
創業者・再チャレンジ支援資金融資の保証に対する損失補償契約	平成26年度から 平成38年度まで	15,000
経営力強化アシスト資金融資の保証に対する損失補償契約	平成26年度から 平成38年度まで	8,000
融資期間延長特例措置の実施に伴う過年度締結済み損失補償契約の損失補償請求期間の延長に関する変更契約	平成26年度から 平成40年度まで	平成26年度融資期間の延長措置の対象となる特別小口資金、小規模企業事業資金、緊急経営改善資金、創業者・再チャレンジ支援資金、中小企業再生支援資金、経営サポート資金及び経営力強化アシスト資金融資の保証に対する損失補償契約に係る原債務負担行為で措置した限度額以内で、当該各損失補償契約に定める損失補償限度額から既支出額を控除した額